

建設業関係団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

今後の催物の開催制限等の取扱いについて

先般、令和 3 年 8 月 27 日付け事務連絡にて、「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和 3 年 8 月 25 日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）」により、催物の開催制限に係る留意事項を周知し、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後等の取扱いについては、今後検討の上、別途通知するとされていたところです。

今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、催物の開催制限等については、10 月末までは現在の開催制限等を維持するので、引き続きその取扱いに留意するよう、別添 1 の事務連絡により依頼がありました。同事務連絡中、感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙 1、緊急事態措置の概要は別紙 2、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙 3 のとおりです。

また、今般、事前相談において都道府県から適切な感染症対策を指導し、催物主催者においても事前相談及びHP 上では適切な感染症対策を遵守する旨掲載していたにも関わらず、実際には感染防止策が不徹底であったという事案（野外において開催された大規模な催物で、催物参加者は立ち見で位置の固定は無く、参加者の密の発生や酒類提供等が問題となった事案）が発生したこと等を踏まえ、別添 2 の事務連絡のとおり補足の周知依頼がありました。

つきましては、貴団体におかれては、別添の内容を十分了知の上、着実に実施していただくとともに、貴会会員に対しても、周知・呼びかけを行う等の対応をしていただけますよう、よろしくお願いいたします。

なお、11 月以降の取扱いについては、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、今後検討の上、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別途通知がある予定であり、その際に催物の開催制限等の取扱いに変更があり得ることを申し添えます。

（別添 1）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡

「今後の催物の開催制限等の取扱いについて」

（別添 2）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡

「催物の開催制限に係る留意事項について（補足）」

（参 考）新型コロナウイルス感染症対策分科会（第 6 回） 資料

「今後のイベント開催制限等のあり方について」